

平成29年6月20日

国土交通省九州地方整備局

筑後川河川事務所日田出張所

## 記者発表資料

### 件名：建設発生土の受入地募集について

当出張所管内では、平成24年度7月九州北部豪雨と同規模の洪水に対応するため、築堤や横断工作物の改築の他、河川内に堆積した土砂の掘削を実施しています。

掘削により発生する建設発生土については、工事の円滑な実施、土砂の有効活用を図るため、受入地の募集を行い、土砂の搬出を行っていきたいと考えております。

つきましては、ご所有地を受入地として希望される方の積極的なご応募をお待ちしております。

#### 〈別添資料〉

■建設発生土「受入地募集の概要」

■建設発生土「受入申込書」（提出書類）

#### 〈問い合わせ先〉

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 日田出張所

出張所長 中原 寛人

管理第二係長 田原 和博

TEL 0973-23-5291（代表）

FAX 0973-23-7331

## 建設発生土「受入地募集の概要」について

### 1. 応募の趣旨

当出張所管内では、現在、筑後川支川花月川において、流下能力向上のため河道掘削事業等を実施しています。

通常、建設発生土は、関連工事又は他の公共事業への活用を行っていますが、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えています。

そこで、工事の円滑な実施、建設発生土の有効利用を図るため、建設発生土の受入先を募集するものです。

### 2. 応募要件

#### (1) 応募出来る方

以下の期間で土地造成等を予定しており、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です）。

#### (2) 土地の要件

##### ①受入れ先までの距離

・花月川：土砂発生場所（支川花月川花月川城町橋付近；日田市北豆田）からの運搬距離が14km未満の位置に存在すること（運搬距離が短い受入地を優先します）。

##### ②受入れ期間

・平成29年10月上旬から平成30年3月31日

##### ③埋立（盛土）土量が、10,000立方メートル程度を越えるものとする。

##### ④大型ダンプトラック（10t車）で土砂（石や岩砕含む）の搬入ができること。

##### ⑤法律、関係条例の許可等を受けた、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは近々に手続き完了見込みであること。

#### 【以下の方は応募できません】

※過去に禁固刑以上の刑歴を有する等土砂の受入先とすることがふさわしくない者。

※暴力団員その他の反社会的勢力に属する者。

※反社会的勢力と密接な関係を持っている者。

### 3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間 : 平成29年6月26日（月）～平成29年7月10日（月）

(2) 必要書類 : 次の書類を、郵送又は持込みにて提出してください。

①建設発生土「受入申込書」→別添の用紙

②土地所有者の同意書（借地の場合は借地契約の写し）

③埋立等の許可証の写し（※取得中であれば取得後提出。）

④埋立位置を示した地図

#### 4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、筑後川河川事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は、平成29年9月下旬までに応募者へ通知します。

※選考にあたっては、申し込み多数の場合や他の処分場の状況により、コスト比較させていただきますので、条件をクリアしても選考されない場合があります。

#### 5. その他留意事項

- ①搬入予定の土砂は、河川内の土砂のため、多少の水分を含んだ土砂となります。
- ②建設発生土の搬入（運搬）及び搬入に必要な最小限度の敷均しは、当方が行います（無料）。締固め等は応募者においてお願いします。
- ③建設発生土の減、公共事業への搬入により、申し込み時の搬入量を確保出来ない場合があります。
- ④搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収、借地契約等の手続き及び搬入路の設置等を、応募者において実施して下さい。
- ⑤搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応（粉塵対策等）は必ずお願いします。
- ⑥受入地の出入口における、通行車両の安全を確保する対策（交通誘導員の配置等）が必要と判断される場合は、応募者において実施してください。
- ⑦建設発生土搬入完了後の管理については、応募者において実施してください。
- ⑧搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の場所へ搬出することは出来ません。
- ⑨建設発生土の搬入による埋立（盛土）により必要となる水路や擁壁等の設置は応募者の責任において行っていただきます。
- ⑩搬入する土砂の選定は出来ません。また搬入された土砂の返却にも応じかねますのであらかじめご了承ください。

#### 6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 日田出張所

〒877-0074 大分県日田市中ノ島町 608-14

TEL：0973-23-5291

FAX：0973-23-7331

担当：出張所長 中原 寛人

管理第二係長 田原 和博

※ホームページも併せてご覧下さい。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>

申込日 平成 年 月 日

## 建設発生土「受入申込書」

国土交通省 九州地方整備局  
筑後川河川事務所長 殿

郵便番号：  
住 所：  
氏 名： 印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

### ○許可等を受けた事業に関する事項

(発生土の用途) 事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

### ○連絡先

所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

(内線)